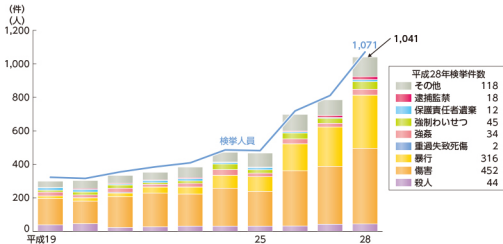


4-6-1-2図 児童虐待に係る事件 検挙件数・検挙人員の推移（罪名別）

（平成19年～28年）



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「殺人」及び「保護責任者遺棄」は、いずれも、無理心中又は出産直後の事案を含まない。
 3 「その他」は、未成年者略取、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反等である。